

藤枝市は「まん延防止等重点措置」適用に伴う事業者支援

「協力金等申請サポート窓口」を開設します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている対象事業者に、国・県が支援金や応援金、協力金を支給します。

藤枝市は、市内事業者の申請をサポートするため、静岡県行政書士会志太支部と連携し申請サポート窓口を設置します。

- 藤枝市の協力金等申請サポート窓口サイト

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/sangyoshinko/syogyo/oshirase/17857.html>

注意:相談は予約制です。まずは、下記予約受付専用ダイヤルよりご予約をお取りください。

注意:マスク着用、手指消毒、検温にご協力をお願いします。発熱などのかぜ症状がある場合は、来場をご遠慮ください。

開設期間

令和4年2月15日(火曜日)から3月18日(金曜日)

場所

藤枝市役所南館2階(藤枝市岡出山 2-15-25)

相談可能内容

【より多くの方の相談機会を確保するため、相談時間は原則30分間です】

1. まん延防止等重点措置に伴う「営業時間短縮要請協力金」及び「中小企業等事業継続応援金」

申請書の書き方、申請額の計算方法等の基本的な手続きについて

(注意)

- 申請先は静岡県です。申請の受付はしていません。
- 静岡県より案内がされていない個別詳細事項については、県コールセンター(時間短縮営業協力金 050 - 5211-6111)(中小企業等事業継続応援金 番号未定:2月中に開設)へお問合せください。

2.事業復活支援金

制度内容や手続き方法について

(注意)

- 申請先は国です。申請の受付はしていません。
- 国の登録確認機関(事前確認窓口)ではありません。

(事業復活支援金コールセンター 0120-789-140)

(事業復活支援金申請サポート会場「ふしみやビル 4 階」静岡市葵区呉服町 2-3-1

※予約制 0120-789-140(8:30~19:00))

各要請の概要及び申請書類等について

- まん延防止等重点措置に係る申請書類等の入手については静岡県 HP をご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

まん延防止等重点措置に係る協力金の申請書については、市内の各地区交流センターや文化センターにも配架予定です。

【申請期間】

- まん延防止等重点措置営業時間短縮要請協力金

2月21日(月曜日)から3月22日(火曜日)

- 中小企業等事業継続応援金

3月1日(火曜日)から5月31日(火曜日)

- 事業復活支援金

1月31日(月曜日)から5月31日(火曜日)

ご予約について

【予約受付】2月10日(木曜日)から 予約専用ダイヤル 643-1577

予約受付時間:平日午前9時～午後5時

予約受付時には主に以下の内容をお伺いします。お手元に要項等をご用意のうえご連絡ください。

1. 相談希望日時
平日9時～正午、14時～17時
2. 相談したい支援金の種類
「協力金」「事業継続応援金」「事業復活支援金」のいずれか
3. 相談内容(可能な限り具体的に内容をお伝えください)
例:申請書の○○の項目の書き方、協力金の計算方法等

各事業者支援制度について(外部リンク)

- まん延防止等重点措置に基づく営業時間短縮要請協力金

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kinkyuu.html>

- 静岡県中小企業等事業継続応援金

準備中

- 国事業復活支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

お問い合わせ

商業振興課

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山 2-15-25 藤枝市役所南館 2階

電話:054-643-5250

ファックス:054-631-9082

[メールでのお問い合わせはこちら](#)